

広島県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十五年六月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道焼山吉浦線	呉市吉浦町字丸子二五五三番一地从先から 呉市吉浦町字丸子二五五四番一地从先まで	平成二十五年五月三〇日